

2026 年 10 月

お客さま各位

株式会社 三井住友銀行

店頭外国送金の当日取扱い終了のお知らせ

平素は三井住友銀行（以下、当行）をご利用いただき、心より御礼申し上げます。

2027 年 1 月 4 日（月）の受付分より、店頭でお申し込みいただく外国送金につきまして、送金のお手続き（口座引き落とし、対外発信）は、受付日の翌営業日以降とさせていただきます。

当行では、「外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）」関連規制等に対し、より一層、適切・厳格に対応するため、外国送金に係る確認態勢を強化しております。これに伴い、店頭で受付する外国送金のお取扱いを、上記のとおり変更いたします。

店頭での受付にあたっては、日数に余裕をもってご来店いただきますようお願いいたします。お客さまにはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、外国送金のお取引につきましては、店頭以外でもお手続きいただける下記のサービスをご用意しております。

- 法人のお客さま ： Global e-Trade サービス
- 個人のお客さま ： SMBC ダイレクト外国送金サービス

(ご参考) 外為法上の規制対象取引

各銀行は、お客さまの外国為替取引等が、以下に記載する外為法上の規制取引に該当しないことを確認する義務があります。

経済制裁対象者に関する規制 (法 17 条 1 号)	テロリスト等、外為法で指定される資産凍結対象者との資金の授受は禁止されています。 具体的な対象者は、財務省のホームページにて公開されています。 https://www.mof.go.jp/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/list.html
支払等に関する規制 (法 17 条 2 号、3 号)	以下のような行為を目的とする取引は規制されています。 ・北朝鮮居住者への支払い ・北朝鮮からの輸入、または北朝鮮との仲介貿易取引 ・北朝鮮の核関連活動等に寄与する目的の取引 ・イランの核関連活動等に寄与する目的の取引 ・漁業、皮革、武器、麻薬等に係る組合等の事業活動に関する取引

三井住友銀行